

4月  
朝日

# 家賃給付「休業」もOK

## 厚労省

新型コロナウイルスの影響で収入が減り、自宅の家賃が払えない。そんな人を念頭に「住居確保給付金」の受給対象が拡大された。自治体が原則3ヶ月（最長9ヶ月）分の家賃を家主に払い、返済も不要だ。従来は失業者が対象だ

止の広がりで、仕事に就いたまま受給できるよう厚生労働省が要件を見直した。

3月までは「65歳未満で離職・廃業から2年以内」が条件だったが、4月1日に年齢制限を撤廃。20日から「やむを得ない休業など

で収入が減り、離職や廃業には至っていないが同程度の状況にある人も加えた。

従来は、失業してハロー・ワーカに登録し、求職活動を続けていたことを厳格に問う仕組みだったが、その縛りが緩められた。勤め先が休業した従業員や、勤務日

が離職・廃業せずに利用でき、一定期間、家賃の心配をせずに復帰を待てる。

このほか、収入や資産が地域ごとの基準額を下回ることや、世帯の生計を主として維持していたことなどの要件もある。例えば東京都の主な市区の単身世帯の場合、月収13万7700円以下（家賃が支給上限額以上の場合）、預貯金50万4千円以下が対象で、支給額の上限は5万3700円。

数が減った派遣社員、受注

が離職・廃業せずに利用でき、一定期間、家賃の心配をせずに復帰を待てる。

このほか、収入や資産が

地域ごとの基準額を下回ることや、世帯の生計を主として維持していたことなど

が離職・廃業せずに利用でき、一定期間、家賃の心配をせずに復帰を待てる。

このほか、収入や資産が

地域ごとの基準額を下回ることや、世帯の生計を主として維持していたことなど

が離職・廃業せずに利用でき、一定期間、家賃の心配をせずに復帰を待てる。

このほか、収入や資産が

地域ごとの基準額を下回ることや、世帯の生計を主として維持していたことなど

が離職・廃業せずに利用でき、一定期間、家賃の心配をせずに復帰を待てる。

このほか、収入や資産が

地域ごとの基準額を下回ることや、世帯の生計を主として維持していたことなど

が離職・廃業せずに利用でき、一定期間、家賃の心配をせずに復帰を待てる。

このほか、収入や資産が